

フィデリティ投信株式会社

当資料の  
ポイント

足元の相場動向

足元の基準価額、米国リート相場について振り返ります。

反発が期待される3つの要因

米国リート反発期待について3つの切り口をご紹介します。

運用担当者メッセージ

今年15周年を迎える当ファンドの運用担当者が反転のきっかけを語ります。

年初来の当ファンドの下落要因

主な要因は軟調な米国リート相場

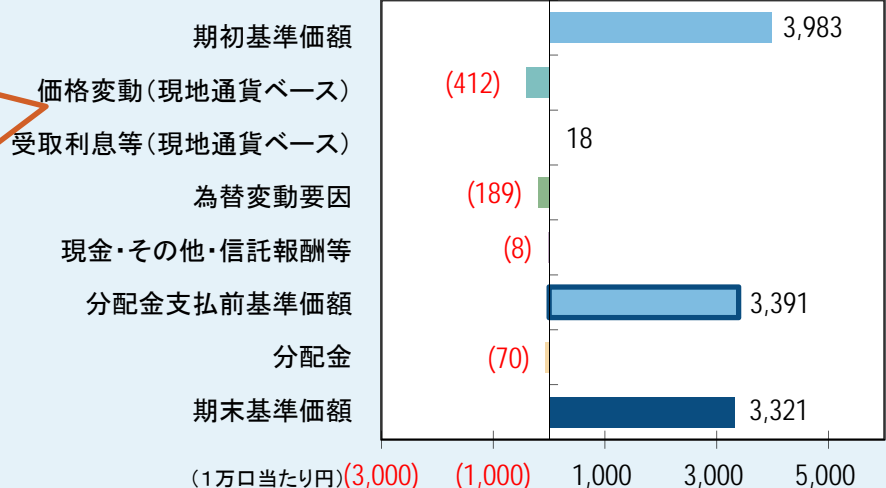
- 今年に入り、米国では雇用統計などの経済指標が力強さを増しています。これらを受けて、インフレ懸念が台頭したことから長期金利が上昇し、節目の3%が意識される展開となりました。急激な金利上昇を警戒し、投資家心理が弱含んだことが当ファンドの基準価額が軟調に推移している主な原因です。

当ファンドの累積投資額と基準価額および米ドル円の推移



(注)フィデリティ投信作成。累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。基準価額は運用管理費用(後述の「運用管理費用(信託報酬)」参照)控除後のものです。為替は三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用。

当ファンドの基準価額騰落の要因分析(年初来)



(注)フィデリティ投信作成。2018年2月末時点。基準価額騰落の要因分析は、概算値です。それぞれの値は円未満を四捨五入により表示していますので、合計額が一致しない場合があります。基準価額は運用管理費用(後述の「運用管理費用(信託報酬)」参照)控除後のものです。分配金は税込で表示しております。運用実績は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

年初来～2月末を振り返りますと、基準価額の主な下落要因は、以下の2つです。  
①投資家心理の悪化により軟調となった米国リート相場  
②円高米ドル安の為替損

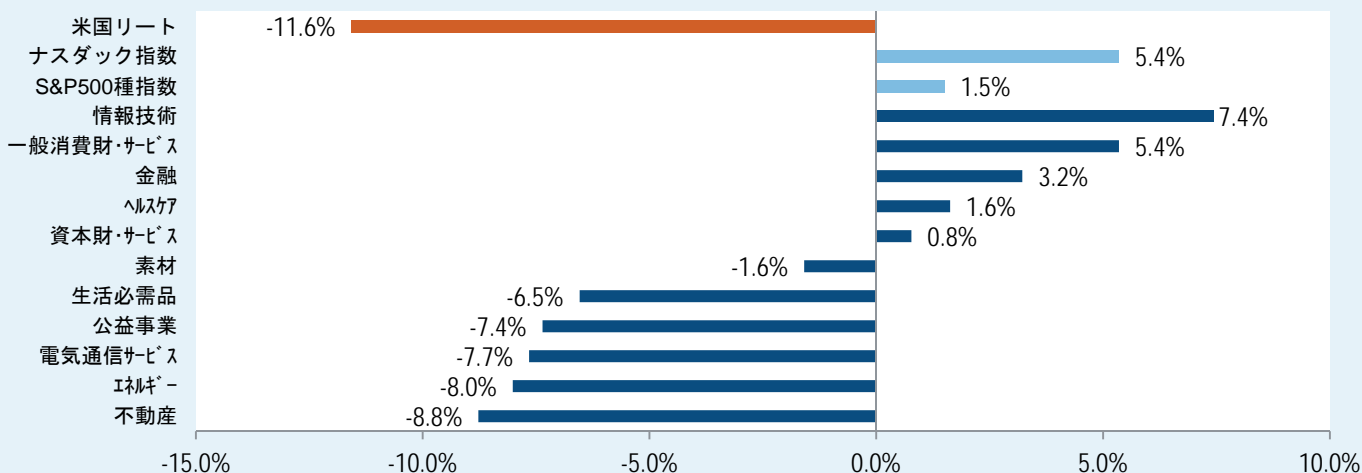
フィデリティ投信株式会社

## 足元の米国リーートの相場動向

### 米国株式に出遅れる米国リート相場

- 2017年まで続いた適温相場の様相が一変し、2月初旬には大幅なリスク資産の調整が起きました。これまでの金融緩和によってバリュエーションが拡大していた株式市場に対し、力強い経済指標を受けて中央銀行がバランスシートの縮減ペースを速めるとの観測が広がり、バリュエーション全体の調整を引き起こしました。
- その後、良好な業績見通しを背景にITセクターが相場を主導し、2月後半にかけて株式相場は下落前の水準付近まで戻したものの、米国リートについては金利先高観を受けた投資家心理の弱含みから、出遅れています。
- また、比較的安定していた為替相場も、年初来大きく円高が進みました。ムニューシン米財務長官による米ドル安容認発言などから108円台へ円高が進んだほか、2月初旬の世界同時株安を受けて、安全資産とされる円が買われるなど、様々な要因が円高圧力となりました。

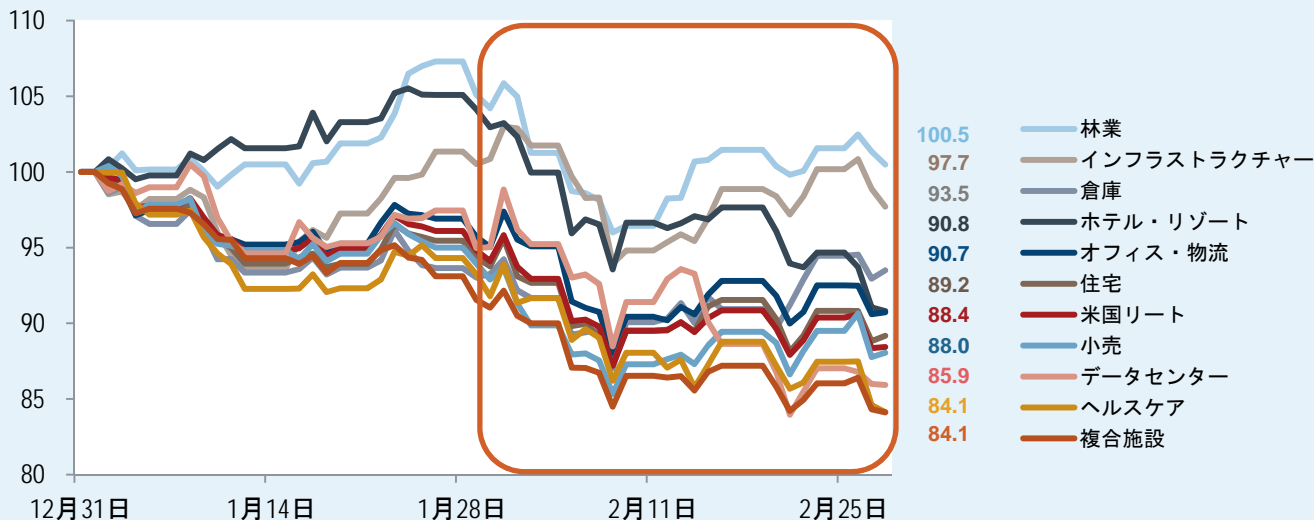
#### 年初来の米国リート、米国株式(業種別)の騰落率



(注) Thomson Reutersよりフィデリティ投信作成。2017年12月末～2018年2月末時点。米ドルベース。米国リートはFTSE NAREIT Equity REITsインデックス、米国株式の業種別の騰落率はS&P500種指数における分類を使用。

- 業種別には、1月後半までは昨年の流れを受けて業種ごとに値動きのばらつきがあったものの、1月下旬以降は概ね同じ方向感となっています。こうしたことから、足元の低調な推移は各銘柄の業績などを反映した動きというよりは、投資家心理の悪化による短期的な調整だと考えることが自然でしょう。

#### 年初来の米国リーートの業種別推移



(注) NAREITよりフィデリティ投信作成。2017年12月末～2018年2月末時点。米ドルベース。FTSE NAREIT Equity REITsインデックスの各セクター指数。期初を100として指数化。

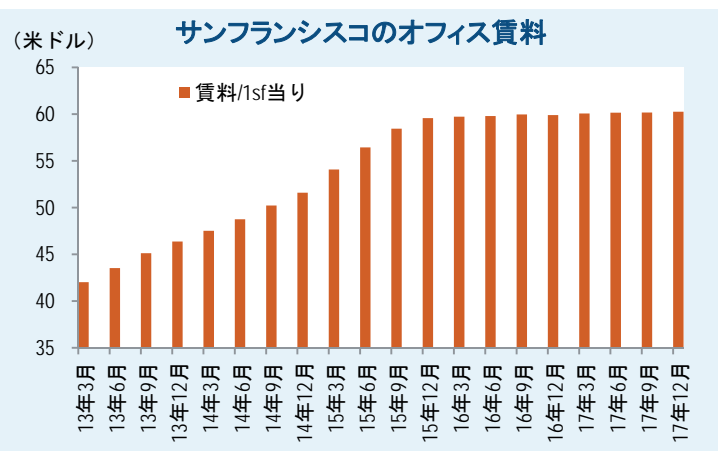
## 米国リーートの反発期待【① 堅調な米国景気を受けた需要増】

### 高水準で推移する賃料収入を背景とした好業績への期待

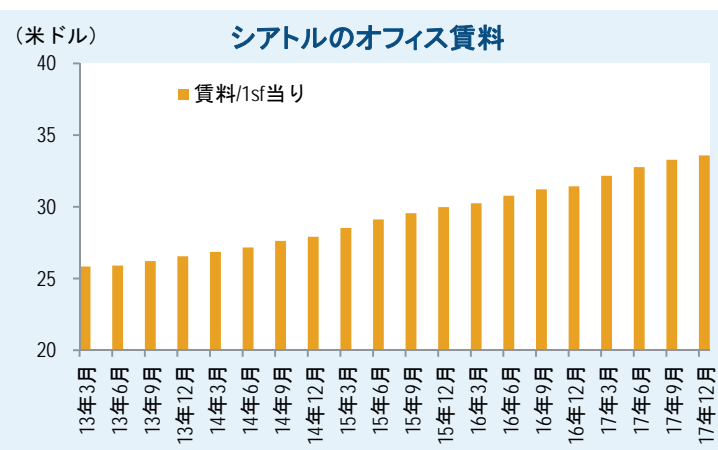
- 米国税制改革法案の成立により、米国企業は法人税率の大幅引き下げ、設備投資の100%即時償却、レパトリ減税などにより企業業績が一段と上向くとの期待から、賞与や賃金引き上げ、設備投資に回す計画を相次いで発表しています。
- 既にサンフランシスコ、シアトル、ボストンなどの主要都市では、テクノロジー、バイオ、SNS関連企業による雇用拡大を背景としたオフィス需要が旺盛ですが、税制改革による需要の押し上げ効果により、今後もしばらくは賃料が高水準で推移すると見込まれます。



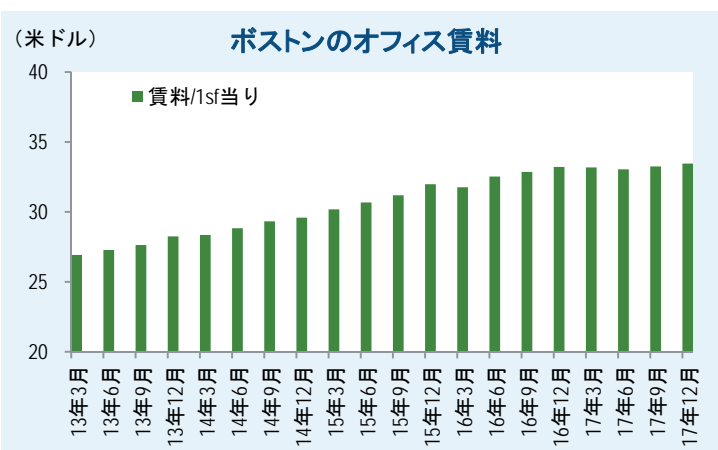
※サンフランシスコのトランスアメリカ・ピラミッド、セールスフォースタワーなどの高層オフィス風景



※米アマゾン・ドット・コムが本社を置くシアトルの風景



※ボストンのウォーターフロント開発エリア風景



(注) FMR Coよりフィデリティ投信作成。期間：2013年第1四半期～2017年第4四半期。賃料は1sf(スクエアフィート)当たりのオフィス賃料。

## 米国リートの反発期待【② 米国リートの相対的な割安感】

### 相対的な割安感が際立つ米国リート

- 足元の米国リート価格の下落に伴い、さまざまな指標において米国リートの割安感は強まっています。
- たとえば保有不動産のNAV(純資産価格)に対する米国リートの価格水準が割高か割安かを測る指標としてNAVプレミアムがありますが、現在-11.7%のディスカウントと期間平均(+2.4%)と比較して割安な水準となっています。

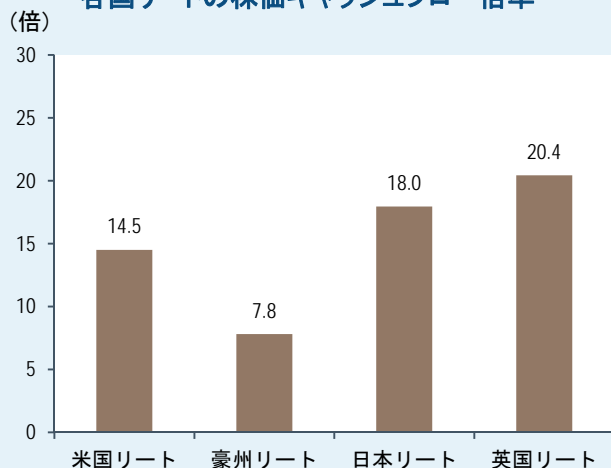
NAVプレミアム\*1と米国リートの値動きの推移



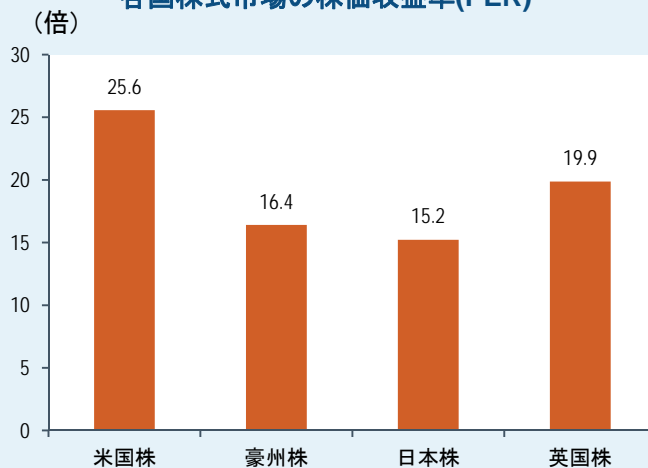
(注) FMR Co、グリーン・ストリート・アドバイザーズよりフィデリティ投信作成。期間：1990年1月末～2018年2月末。米国リートはFTSE NAREIT Equity REITsインデックス。期間初を100として指数化、対数グラフで表示。米ドルベース。\*1 NAVプレミアムは、1口当たりNAV(純資産価値)に対するリート価格の割高/割安度合いを測る指標であり、株式投資でいうところの「PBR」に相当します。

- 次に、収益力に対する米国リートの価格水準が割高か割安かを測る指標である株価キャッシュフロー倍率を確認しますと、Jリートや英国リートに対して割安なことが分かります。また、右図の通り株式市場では米国株の株価収益率(PER)が相対的に割高であることから、対照的な動きとなっています。

各国リートの株価キャッシュフロー倍率\*2



各国株式市場の株価収益率(PER)\*3



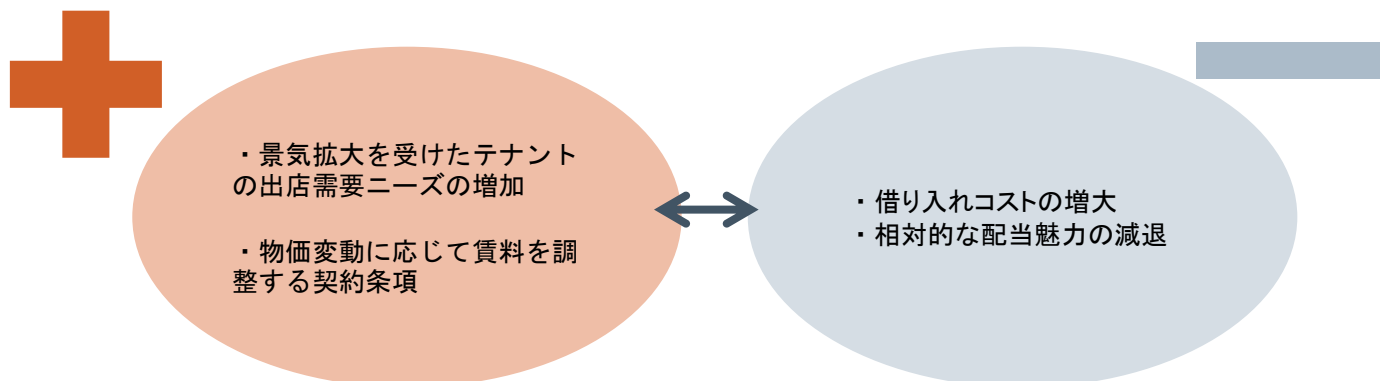
(注) RIMESよりフィデリティ投信作成。MSCI IMI各指数。2018年2月末時点。\*2 株価キャッシュフロー倍率は、株価をキャッシュフロー(一株当たり利益に減価償却費用を足したもの)で割ったもの。\*3 株価収益率(PER)は、株価を一株当たり利益で割ったもの。



## 米国リーートの反発期待【③ 長期金利上昇懸念の払拭】

### 短期的な長期金利の上昇による投資家心理の悪化は回復へ

- この数カ月間で長期金利が急ピッチで上昇したことを受けて、米国や日本の投資家が敏感に反応し、米国リートから資金が流出しました。しかしながら、これらはあくまで投資家の短期的な不安心理によるものであり、業績などの実態を反映した動きではありません。長期金利が上昇する局面における、中・長期的な米国リートへの影響はマイナスの側面だけではありませんので、プラス・マイナスのバランスを確認することが重要です。なお、足元では過度にマイナス面が織り込まれたことから、今後はプラス面が意識されると期待されます。
- 今回のように景気拡大を伴う長期金利の上昇局面では、堅調なGDP成長率を背景としたテナント需要の拡大により、米国リートは良好な業績拡大を維持すると見込まれています。また、米国リーートのテナント契約では物価上昇に連動して賃料を引き上げることがあらかじめ定められていることも多く、インフレに対抗できるようになっています。



- さらには、足元の長期金利上昇のペースの継続性には疑問が残ります。下記の図の通り、物価上昇は米連邦準備制度理事会(FRB)のインフレ目標に達する見込みこそあるものの、2020年にかけて緩やかなペースが想定されています。また、追加利上げにより将来のインフレの芽を摘む対策が講じられることで、結果的には長期金利上昇の抑制に繋がることでしょう。
- このような米国リートと長期金利の関係が正しく理解されることで、相場の行き過ぎた調整が修正されることでしょう。

政策金利とインフレ率の推移



(注) Thomson Reuters、米連邦準備制度理事会(FRB)よりフィデリティ投信作成。期間:1988年3月~2020年12月。ドットは2017年12月時点のFOMC委員の予想中央値。インフレ率は当局が物価指標として重視する個人消費支出(PCE)物価指数の変化率(対前年比)。コア・インフレ率は、個人消費支出(PCE)価格指数のうち、変動の大きい食料品とエネルギーを除いた値の変化率(対前年比)。

## 運用担当者からのメッセージ

### 当ファンドの運用担当者が反転のきっかけを語る



スティーブ・ビューラー  
(ポートフォリオ・マネージャー)

- 米国リートは国内資産が多いことなどから、本来は米国経済成長率との連動性が高い資産です。大型税制改革を受けて一段の景気拡大が見込まれる中、米国リートについては直接的な影響は限られるものの企業活動が活性化することで、幅広い業種の業績に恩恵が及ぶでしょう。こうしたことから、リーマン・ショック以降の拡大局面を経て、業績拡大の勢いこそ徐々に落ち着く可能性はあるものの、良好なファンダメンタルズを反映し、米国リートは適切な価格に戻ることでしょう。
- 相場の転換点を予測することは難しいことではありますが、過去15年にわたり当ファンドを運用してきた経験から学んだエピソードを2つご紹介したいと思います。

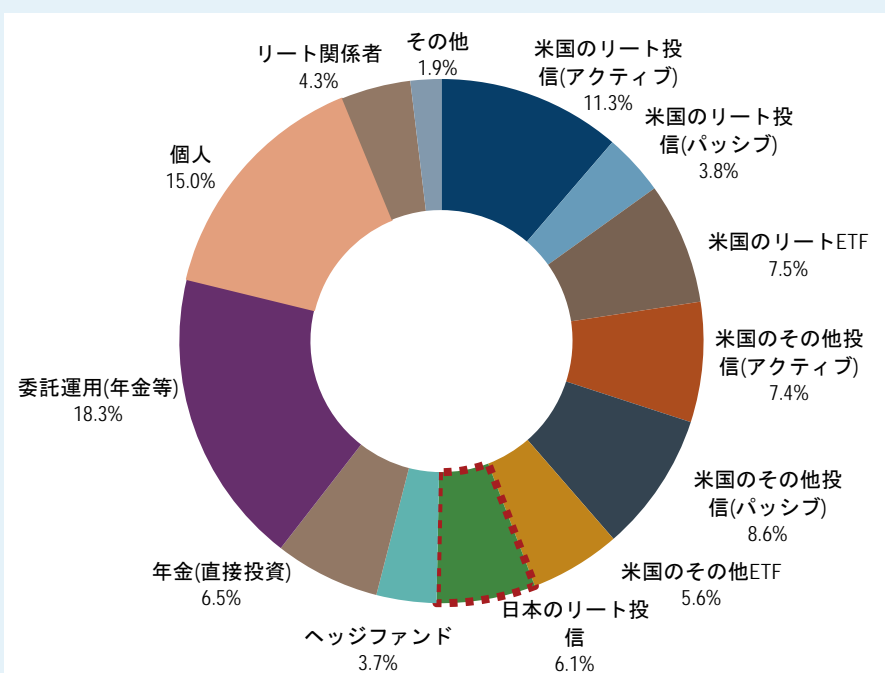
#### ①米国リートの非公開化

現在のように保有不動産に対して割安に放置されている状態では、過去にプライベート・エクイティ・ファンドなどが米国リートの取引価格に上乗せしたプレミアム価格で取得して非公開化させるということが起こりました。2005～2007年の間には14件、実に当時の市場規模の15～20%程度のリートが非公開化されました。優良な商業用物件が裏づけとなる米国リートでは、こうした買い手の存在がきっかけとなり、相場が反転に向かうことがあります。

#### ②日本人の売買動向

日本投資家の投資信託経由での保有比率は米国リート全体の6%程度です。過去の経験を振り返ると、興味深いことに日本の投資家はとてもよいタイミングで投資してきたという記憶があります。具体的には、2006～07年前半の相場が好調な時期に売却し、08年～09年の相場のボトム期に購入していました。その意味では、日本の投資家が再び市場に戻ってきたら、米国リートにとって相場上昇の兆しとも言えそうです。

### 米国リートの投資家構成比率



(注)FMR Co.、Citiよりフィデリティ投信作成。2017年6月末時点。

# 投資方針・ファンドのリスク

## フィデリティ・USリート・ファンド

A (為替ヘッジあり) /  
B (為替ヘッジなし)

追加型投信 / 海外 / 不動産投信

### 投資方針

- 1 主として米国の取引所に上場 (これに準じるものを含みます。) されている不動産投資信託 (リート) に投資を行いません。
- 2 ファンドの配当利回りがベンチマーク以上となることを目指して運用を行います。
- 3 ポートフォリオの構築にあたっては、長期的に潜在成長性の高いリートを選定し、組入れリートのセクターや地域配分の分散を考慮します。
- 4 組入れリートの選定に際しては、リート専任の調査・運用スタッフによる投資価値の分析に加え、米国および世界の主要拠点の株式アナリストによる企業調査情報も活用されます。
- 5 マザーファンドの運用にあたっては、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニーに、運用の指図 (為替ヘッジ取引を除きます。) に関する権限を委託します。

※「フィデリティ・USリート・ファンドA (為替ヘッジあり) (以下「Aコース」といいます。) / フィデリティ・USリート・ファンドB (為替ヘッジなし) (以下「Bコース」といいます。)」は主としてマザーファンドに投資を行いません。上記の投資方針はファンドの主要な投資対象である「フィデリティ・USリート・マザーファンド」の投資方針を含みます。

※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

## ファンドの主なリスク内容について

### 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等 (ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。) は以下の通りです。

### 主な変動要因

#### 価格変動リスク

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

#### 為替変動リスク

Aコースは為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。Bコースは為替ヘッジを行なわないため、外貨建の有価証券等に投資を行なう場合には、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

#### リートに関わるリスク

- ・ リートの保有する不動産に関するリスク  
リートは主として不動産に投資するため、不動産の評価額がリートの価格の決定に大きな影響を与えます。したがって、リートが投資する不動産の状況の違いにより、リートの価格や配当率は影響を受けます。
- ・ リート経営に関するリスク  
リートは法人組織であり、その運営如何によっては、収益性や財務内容が大きく変動する場合があります。
- ・ リートに係る規制環境に関するリスク  
リートに関する法律、税制、会計など規制環境の変化により、リートの価格や配当率が影響を受けます。
- ・ 不動産市場に関するリスク  
リートの主な収益は、保有不動産からの賃貸収入が占めています。したがって、不動産市況や空室率の変動により、リートの価格や配当率は影響を受けます。
- ・ 金利リスク  
リートによる資金の借り入れ状況によっては、金利変動による借り入れ返済負担の増減により、リートの価格や配当率が影響を受けます。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

#### クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定 (いわゆるクーリング・オフ) の適用はありません。

#### エマージング市場に関わる留意点

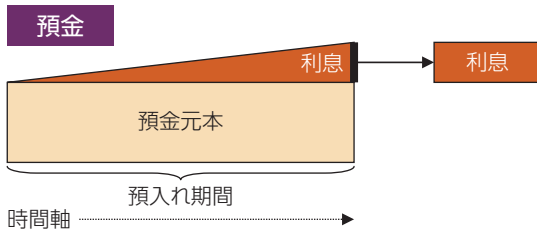
エマージング市場 (新興諸国市場) への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

#### ベンチマークに関する留意点

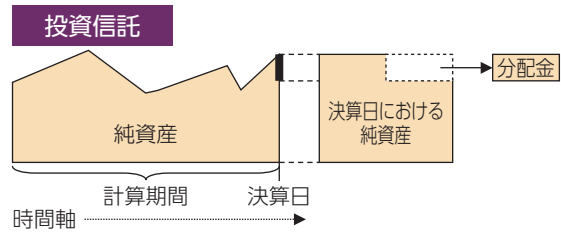
ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

## [収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。



(注) 預金は定率の円建て預金をイメージして記載しています。預金元本は必ずしも全額保証されているものではありません。

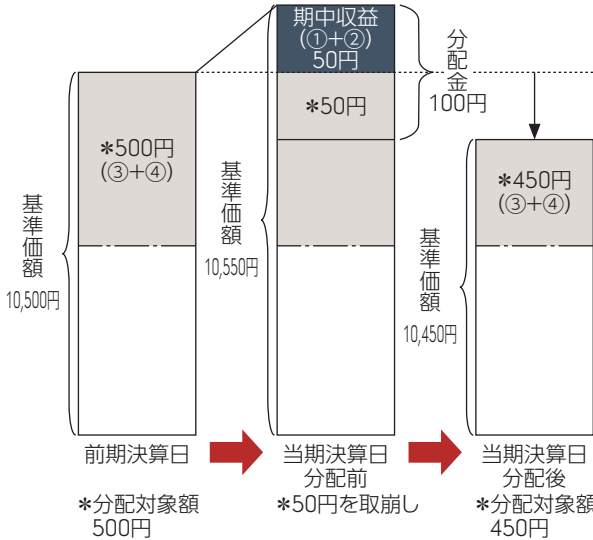


(注) 投資信託の純資産から支払われる分配金をイメージして記載しています。

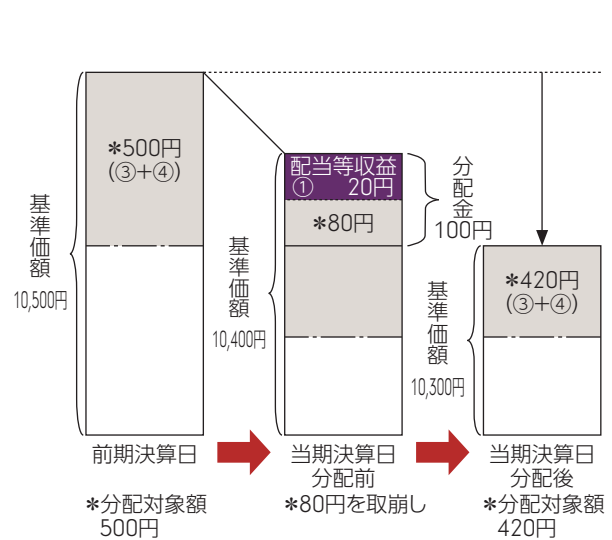
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

### 前期決算から基準価額が上昇 当期計算期間の収益がプラスの場合



### 前期決算から基準価額が下落 当期計算期間の収益がマイナスの場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

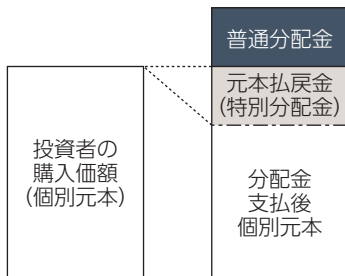
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

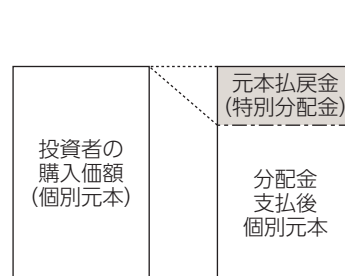
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

### 分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



### 分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



・「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約(償還)時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。

・「普通分配金」とは、個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

・「元本払戻金(特別分配金)」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。

分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。



# フィデリティ・USリート・ファンド A (為替ヘッジあり) / B (為替ヘッジなし)

追加型投信 / 海外 / 不動産投信

## 商品の内容やお申込みの詳細については

委託会社	フィデリティ投信株式会社
インターネットホームページ	<a href="http://www.fidelity.co.jp/fij/">http://www.fidelity.co.jp/fij/</a>
フリーコール	0120-00-8051 受付時間：営業日の午前9時～午後5時または販売会社までお問い合わせください。
留意点	ご購入、ご換金およびスイッチングの受付については、原則として、毎営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日と同日の場合は除きます。）の午後3時まで受付けます。詳細は販売会社にお問い合わせください。

## その他のファンド概要

設定日	2003年12月9日
信託期間	原則として無期限
ベンチマーク	Aコース：FTSE NAREIT Equity REITs インデックス（税引前配当金込/円ヘッジ指数）*1 Bコース：FTSE NAREIT Equity REITs インデックス（税引前配当金込/円ベース指数）*2 *1 FTSE NAREIT Equity REITs インデックス（税引前配当金込/円ヘッジ指数）は、FTSE International Limitedが発表する税引前配当金込の現地通貨ベース指数から為替ヘッジコストを考慮して委託会社が算出しています。 *2 FTSE NAREIT Equity REITs インデックス（税引前配当金込/円ベース指数）は、FTSE International Limitedが発表する税引前配当金込の現地通貨ベース指数を株式会社三菱東京UFJ銀行が発表する換算レートをもとに委託会社が算出しています。 ※FTSE NAREIT Equity REITs インデックスは、FTSE International Limitedにより算出されている米国の代表的なREIT指数です。インデックスに関するすべての権利は、FTSE International LimitedおよびNAREITに帰属します。
収益分配	毎月15日（ただし休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づき分配を行ないます。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額 ご換金代金の支払開始日は原則として換金申込受付日より5営業日目以降になります。
スイッチング	販売会社によっては、各コース間にてスイッチングが可能です。スイッチングに伴うご換金にあたっては、通常のご換金と同様に信託財産留保額及び税金がかかります。 ※なお、販売会社によってはスイッチング手数料がかかる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

## ファンドに係る費用・税金

購入時手数料	<b>3.78% (税抜3.50%) を上限</b> として販売会社がそれぞれ定める料率とします。
換金時手数料	なし
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対し <b>年率1.512% (税抜1.40%)</b>
その他費用・手数料	・組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等がファンドより支払われます。（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示できません。） ・法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等がファンドより差し引かれます。（ファンドの純資産総額に対して年率0.10% (税込) を上限とします。）
税金	原則として、収益分配時の普通分配金ならびにご換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。税法が改正された場合等には、上記内容が変更になる場合があります。
信託財産留保額	基準価額に対し <b>0.30%</b> ※当該手数料・費用等の上限額および合計額については、お申込み金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ※課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA」の適用対象です。 ※ファンドに係る費用・税金の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

## 委託会社、その他の関係法人

委託会社	フィデリティ投信株式会社 【金融商品取引業者】 関東財務局長（金商）第388号 【加入協会】 一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 投資信託財産の運用指図などを行ないます。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示・連絡などを行ないます。
運用の委託先	フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（所在地：米国） 委託会社よりファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図（為替ヘッジ取引を除きます。）を行ないます。
販売会社	販売会社につきましては、委託会社のホームページ（アドレス： <a href="http://www.fidelity.co.jp/fij/">http://www.fidelity.co.jp/fij/</a> ）をご参照または、フリーコール：0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）までお問い合わせいただけます。 ファンドの募集の取扱い、一部解約の実行の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金・償還金・一部解約金の支払などを行ないます。

- 当資料はフィデリティ投信によって作成された最終投資家向けの投資信託商品販売用資料です。投資信託のお申込みに関しては、以下の点をご理解いただき、投資の判断はお客様ご自身の責任においてなされますようお願い申し上げます。なお、当社は投資信託の販売について投資家の方の契約の相手方とはなりません。
- 投資信託は、預金または保険契約でないため、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。また、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入しておりません。
- 「フィデリティ・USリート・ファンドA(為替ヘッジあり) / B(為替ヘッジなし)」が投資を行なうマザーファンドは、主として米国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている不動産投資信託（リート）を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。また、ファンド自身で直接、リート等の有価証券に投資することもあります。
- ファンドの基準価額は、組み入れたリートやその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、リートが組み入れた不動産の値動きやリートおよびその他の有価証券の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。リートの投資対象は、主として米国の不動産であること

- から、投資家は、ファンドに投資することにより、実質的に主として米国の不動産へ投資を行なっていることとなります。従って、投資家は、有価証券のみを運用対象とする他のファンドへ投資する場合は異なる種類のリスクを併せて有することとなります。また、リートの価格や配当率は、リートそのものの市場での需給関係やリートが保有する不動産の価値の変動による影響を受けます。すなわち、保有期間中もしくは売却時の投資信託の価額はご購入時の価額を下回ることもあり、これに伴うリスクはお客様ご自身のご負担となります。
- ご購入の際は投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ずお受取りのうえ内容をよくお読みください。
- 投資信託説明書（交付目論見書）については、販売会社またはフィデリティ投信までお問い合わせください。なお、当ファンドの販売会社につきましては以下のホームページ（<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照ください。
- 当資料に記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。また、いずれも将来の傾向、数値、運用結果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- 当資料にかかわる一切の権利は引用部分を除き当社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部又は全部の無断での使用・複製は固くお断りいたします。

■フィデリティ・USリート・ファンド B(為替ヘッジなし) 販売会社情報一覧(順不同)

金融商品取引業者名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○		
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○	○	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○		
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○		
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○	○	
いよぎん証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○		
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○		
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○		
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○	○	
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第52号	○	○	
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	
株式会社関西アーバン銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第16号	○	○	
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○	○	
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○		○
株式会社近畿大阪銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○		
クレディ・スイス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第66号	○	○	○
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○		
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○	○	
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○	○	
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○	○	
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第5号	○	○	
株式会社清水銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第6号	○	○	
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○	○	
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○	○	
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○	
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○		
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○	○	○
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第61号	○		
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○		
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○
株式会社東京スター銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第579号	○	○	
株式会社東京都民銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第37号	○	○	
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○		
株式会社長崎銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第11号	○		
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○	○	
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○		
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○	○	
日本アジア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第134号	○		
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○	○	
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○		
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第50号	○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○		
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第48号	○	○	
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	
丸八証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第20号	○		
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第11号	○		
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○	○	○
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	○	○	○
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	
株式会社三菱東京UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第180号	○	○	
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○	○	
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○	○	

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社八千代銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○			
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○		○	
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○		○	
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○			

\* 上記情報は当資料作成時点のものであり、今後変更されることがあります。  
販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

IM180314-1 CSIS180315-15